（案）

道路運送法第９条第４項及び同法施行規則第９条第２項に掲げる
協議が調っていることの証明書

平成２８年２月１２日付け千葉市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

１．協議が調っている路線又は営業区域

（１）コミュニティバスさらしなバス
（２）コミュニティバスおまごバス
（３）コミュニティバスいずみバス

２．協議が調っている運行系統又は運送の区間

（１）コミュニティバスさらしなバス
千城台駅（起点）～大草町～総泉病院～泉市民センター～富田町～総泉病院～谷当町～御成台～千城台駅（終点）

（２）コミュニティバスおまごバス
千城台駅（起点）～御殿町～富田町～農政センター～沖十文字～小間子町～総泉病院～千城台駅（終点）

（３）コミュニティバスいずみバス
千城台駅（起点）～いずみ台ローズタウン～大広町～白井小学校～農政センター～白井公民館～泉市民センター～グリーンタウン～若葉いきいきプラザ～千城台駅（終点）

３．協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

コミュニティバス・モノレール共通１日乗車券
料金　大人（中学生以上）８００円　小人４００円
（参考：各交通機関の通常料金）
・コミュニティバス１日乗車券　大人５００円　小人２５０円
・モノレールホリデーフリーきっぷ　大人６２０円　小人３１０円

４．適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

（１）適用する期間
平成２８年４月２９日（金・祝）～１０月３０日（日）　の土日・祝日
※ ゴールデンウィーク期間の５月２日（月）、６日（金）は、祝日扱いとする。

（２）その他条件等
① 販売場所　　コミュニティバス車内
② 販売方法等　　現金のみ・障害者割引なし

平成２８年２月　　日
千葉市地域公共交通会議
会長　榛 澤　芳 雄